

猫の捕獲器貸出基準

1. 目的

この基準は、飼い主のいない猫対策として、繁殖制限手術の実施を目的とした猫の捕獲に限り、猫の捕獲器を地域住民に貸出すことに関して、必要な事項を定める。

2. 利用対象者

原則として、市内で活動する団体及び個人

3. 利用方法

- (1) 地域住民から相談を受けて、保健所職員が現地を確認し、支障（問題）がないと判断した場合に貸出す。
- (2) 利用者は、貸出しを受ける場合、様式1の貸出票を提出する。

4. 料金

無料とする。

5. 貸出等禁止事項

- (1) 貸出票に記載した目的以外での使用
- (2) 営利を目的にした活動又は営利事業を援助する活動
- (3) その他管理運営上支障のある利用を行った場合

6. 利用者の義務

- (1) 捕獲器に損害を与えた場合、速やかに担当者に報告すること。
- (2) 万一事故等が発生した場合、利用者の責任において適切に対処し、直ちに担当者に報告すること。
- (3) 利用後は、洗浄等を行い返却すること。

7. 利用期間

原則として、一ヶ月以内とする。

8. 報告

様式2の猫の捕獲器使用の報告書を提出すること。

9. その他

この貸出基準の実施に関し必要な事項は、生活衛生課長がその都度決定する。

附則（平成21年1月31日決定）

この基準は、平成21年2月1日より施行する。

附則

この基準は、平成25年8月26日より施行する。

附則

- 1 この基準は、平成31年(2019年)4月1日から施行する。
- 2 この規準の施行の際、この基準による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。